

1 氷見市の融資制度について

(1) 融資制度一覧表(令和8年4月1日現在)

資金名	小口事業資金		地場産業育成資金		地場産業育成資金		創業者支援資金	短期小口事業資金
	一般小口枠	零細小口枠	経営安定資金	技術改善資金	旅館民宿業施設整備資金	緊急経営改善資金		
融資要件	・市内で同一事業を1年以上引き続き営んでいる事業者であること。 ・従業員20人以下の小規模企業者であること。 (宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業の場合は5人以下) ※従業員数には、個人事業主の家族従業員(事業主と生計を一にしている3親等以内の親族)は含まれません。		・市内に住所又は主たる事業所を有し、地場産業(市長が別に定める業種)に属する同一事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。 ・次のいずれかに該当すること。 (1) 最近3か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少し、経営の安定に支障を生じていると認められること。 (2) 最近決算時における経常損益が赤字となっていること。	・市内に住所又は主たる事業所を有し、地場産業(市長が別に定める業種)に属する同一事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。 ・次のいずれかに該当すること。 (1) 新製品、新技術の開発、需要の開拓、商品の高付加価値化に要する資金であること。 (2) 技術改善又は事業転換のための省力化に要する資金であること。 (3) 生産施設の新設、増設に要する資金であること。	・市内に住所又は主たる事業所を有し、旅館・民宿業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。 ・旅館・民宿の新築、増改築に要する資金であること。	・市内に住所又は主たる事業所を有し、地場産業(市長が別に定める業種)に属する同一事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。 ・次のいずれにも該当すること。ただし令和8年3月31日までに貸付を受ける場合に限る。 (1) 地場産業育成資金(据置期間中にあるもの及び融資後6か月を経過していないものを除く)の借換資金であること。 (2) 最近3か月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて3%以上減少していること。 (3) 経営改善計画を策定し、当該計画に基づく既往借入金の借換えを行うことにより経営の改善が期待されること。	・創業に関し、中小企業者にあつては氷見商工会議所の、農業者に、あつては氷見市担い手育成支援協議会の経営指導を受け、融資が適当と認められた者であること。 ・次のいずれかに該当する中小企業者又は農業者であること。 (1) 市内で事業を1年以内に開始する予定の者。 (2) 市内で事業を開始して2年未満の者。 (3) 市内で、経済の多様化・構造的変化に適応するために異なる事業を新たに行う者。	・市内に住所又は主たる事業所を有し、同一事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。
資金使途	設備・運転		運転	設備	設備	借換	設備・運転	運転
融資限度額	2,000万円 零細小口枠との 合計※1	2,000万円 保証付融資残高 との合計※1	1,000万円※1	1,000万円※1	1,000万円※1	1,000万円 ただし、借換えを行う資金の融資残高 合計の範囲内	1,000万円	200万円
貸付期間 (内据置期間)	設備資金7年以内(6か月以内) 運転資金5年以内(6か月以内) ※一定の要件を満たす場合は7年以内		5年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	設備資金7年以内(1年以内) 運転資金5年以内(1年以内)	4ヵ月以内
融資利率	年2.10%以内	年2.05%以内	年2.10%以内	年2.10%以内	年2.10%以内	年2.00%以内	年1.90%以内	年2.10%以内
保証料率	年0.6% 市が1/2補給	年0.7% 市が1/2補給	年0.35%~1.05% 市が全額補給	年0.35%~1.05% 市が全額補給	年0.35%~1.05% 市が全額補給	年0.35%~1.05% 市が全額補給	年0.45%~2.20% 市が全額補給	—
責任共有 対象	有	無	有	有	有	有	有	—
旧債務借換	不可	不可	不可	不可	不可	可 地場産業育成資金からの借換のみ	不可	不可
同時借入 可能数(回)	富山県の規則に準拠する		2	2	2	2	1	1
償還方法	元金均等 月賦				元金均等 月賦			一括
申込先	氷見市商工観光課				氷見市商工観光課			取扱金融機関

備考1 いずれの制度も、市税を完納していることが融資条件となります。

2 小口事業資金・地場産業育成資金は、富山県信用保証協会の審査において保証承諾を得る必要があります。

※1 借換は概ね2分の1以上返済が完了したものの。